
総 説

歯科衛生士教育の60年 —看護師教育との比較—

吉田 秀夫

キーワード：歯科衛生士，看護師，歯科衛生士教育，看護大学，修士・博士課程

The 60 Year History of Dental Hygienist Education —Comparison with the Education of Clinical Nurses—

Hideo YOSHIDA

Abstract : To examine how dental hygienists' jobs and the number of years of training years have changed since the birth of the profession, we examined the differences between medical education and dental education after the Meiji era and compared, in terms of general medical treatment, dental hygienists with clinical nurses who undertake medical support tasks.

The dental hygienist system was established in 1948. In 1955, medical support tasks for dentists were added to their duties. In 1983, the period required for graduation from dental hygienist schools became 2 years. In 1989, dental health instruction tasks were added and, as a result, preparation of a 3-year study period is underway. On the other hand, a 4-year university training period has rapidly been increasing for the education of clinical nurses since around 1989. Today, more than 30 universities offer doctoral courses for clinical nurses. The education of dental hygienists at 4-year universities has just begun. In the future, I think that we need to consider postgraduate doctoral courses, as well as master's courses, just as offered by educational programs for clinical nurses.

歯科衛生士の誕生から今日までの業務内容や教育年限の変遷を調べ、将来への展望を考える上で、明治以降の医学教育と歯学教育との違いや、一般医療における診療補助業を担う看護師との比較を検討いたしました。

日本の近代的な医学教育は、明治10年1877年に始まります。その約100年以上前から長崎の出島を通じて、近代西洋医学は少しずつ日本に紹介され、オランダの解剖学書「ターヘルアナトミア」が安永3年1774年に「解体新書」として杉田玄白、前野良沢らにより翻訳刊行されています。19世紀初めの文化文政期には華岡青洲が自家製の麻酔薬・痛仙散による乳癌手術に成功し、長崎の出島ではシーボルトが鳴滝塾を開き西洋医学の教育に努めています。幕末には大阪に緒方洪庵の適塾、関東では

佐倉で佐藤尚中の順天堂などが西洋医学を日本に広める役割を果たしています。安政四年1857年には神田お玉が池に私設の種痘所が出来、後に幕府はこれを直轄として西洋医学所と改称し、更に単に医学所と改名して従来の漢方医学から西洋医学への転換を図り、後に医学校として医師の養成を重視しました。医学校を引き継いだ明治新政府はこれを大学東校とし、従来のオランダ医学、イギリス医学に変わってドイツ医学を医学教育の中心と決め、明治3年から順次お雇いドイツ人医師を招聘しました。

明治8年には医術開業試験の通達を出し、東京医学校に日本語による短期養成の別科を設けました。民間では明治9年に済世学舎という医術開業試験の為の予備校

ともいう教育機関が生まれ、これは明治36年の医術開業試験制度の廃止まで続きました。更に明治10年には東京医学校と開成学校が併合して、東京大学とし、医学校は医学部と成り本格的な西洋医学教育が始まりました。明治12年には医師試験規則で各府県で行っていた試験を西洋医学中心の全国統一試験とし、全国に多くの公立・私立の医学校が生まれましたが、明治15年に政府は医学校通則を決め、甲種と乙種に分類しました。甲種は医学校の教官に3名以上の医学士がいる学校で、卒業すると無試験で医師になれる、乙種は卒業後に国家試験合格を必要とする学校であります。当時の学士は東京大学卒業者のみで、教官となる学士を集められない地方の私立医学校は次第に姿を消し、明治20年以降には公立の医学校は順次国立の高等中学医学部となりました。明治30年には京都帝国大学が作られ、以後順次東北、北海道、九州に帝国大学が作られ、公立で残っていた大阪府立、愛知県立の医科大学も国に移管して帝国大学医学部となりました。国立の地方の高等学校医学部のうち千葉、岡山、金沢、長崎、新潟、熊本は明治末から大正・昭和にかけて医学専門学校などを経て医科大学と成り、戦後には旧6と称される国立大学医学部の基となりました。一方、明治、大正、昭和をかけて継続して医学教育を行ってきた私立の医学校は慶応、済世学舎、成医会（慈恵医大）の3校であり、医学教育は国が主導してきたことが明らかです。

一方、明治の歯科医学教育は国の直接的な関与が殆ど無く、横浜や東京で開業している外国人歯科医のもとで歯科を学んで歯科医術開業試験を受けて歯科医になった者や、欧米に渡り外国で歯科医の免許を得て帰国し、歯科を開業した極めて少数の歯科医がいました。江戸時代からの歯科医は、口中療治師として各都道府県知事発行の鑑札をもって開業していましたが、一代限りの為順次減っていきました。明治21年に始めて歯科医術開業試験の為の予備校的性格を有する東京歯科専門学校が出来ましたが、翌年に廃校となっています。高山紀斎は明治5年に渡米し、アメリカで歯科学を学び、明治11年に帰国後歯科医術開業試験委員を務めた後、明治26年1893年に私立の高山歯科医学院を始めたのが、日本での本格的な歯科教育機関です。この学校は講義が主で、歯科医術開業試験の為の予備校的性格は変わらず、ここで学ぶ学生の多くは開業歯科医の基に住み込みの書生となって雑用をしながら歯科技術を身に付けて行きました。ある意味では、現在の歯科衛生士の業務の一つである歯科診療補助をこれら住み込み書生がになっていたわけであり、この高山歯科医学院は明治32年に東京歯科医学院となり血脇守の助に引き継がれました。明治40年には共立歯科医学校、43年には東京女子歯科医学校、44年には大阪歯科医学校、大正3年には九州歯科医学校、大正5年に東洋歯科医学校といずれも私立の歯科医学校が出来ています。これらは明治36年の専門学校令に従い、学内で

実習できる施設や付属診療所を整備し、明治末から大正にかけて順次歯科医学専門学校となって、無試験で歯科医師となる条件を整えていきました。

この時代の歯科教育への国の関与をみると、明治32年に内務省が管轄していた永楽病院を歯科医術開業試験のための試験場としました。この永楽病院は明治36年に所管が内務省から文部省に移り、更に大正6年には文部省歯科医術開業試験付属病院となりました。しかし、この頃になると歯科医学専門学校の認可を受けて歯科医術開業試験を要しない歯科医学校卒業生が増え、医術開業試験の為の付属病院としての役目を終え、代わりに歯科医学専門学校での実習内容を一定水準以上にする必要や教育内容をより専門化する必要が生じ、ここで始めて昭和3年に国立の歯科医師養成機関として東京高等歯科医学校が設置され、初代校長に島峰徹が任命されました。実に医学教育の開始から50年以上を経て国が直接歯科医学教育に乗り出したこととなります。これに先立ち、東京帝国大学医学部では明治33年に付属病院に歯科外来を設け、翌年石原久を助教授として主任医長に任命、大正4年に歯科講座に昇格しています。この頃、官立の医学校やその付属病院、診療所に歯科が設置される例が見られるようになってきましたが、その多くは診療科のみで講座に昇格することは殆どありませんでした。前述した東京高等歯科医学校は、昭和19年に医学科を併設して東京医学歯学専門学校となり、戦後に新制の東京医科歯科大学となっています。

本日の主題は歯科衛生士教育を看護師教育との比較で検証することです。そこで、日本での看護師教育の概略を見てみます。看護婦は当初は医学の知識はおろか看護の知識も殆ど持たないものがその役に当たっていました。幕末・維新の戊辰戦争では傷病兵の治療を官軍お雇いの外国人医師が当たり、その看病には近隣から集められた女性が努め、その内容は身の世話、食事や排便の世話が中心でありました。その後の西南戦争や自然災害、日清戦争、日露戦争など国家間の戦争により看護婦養成の必要性が認識されました。早くも明治17年1884年にはアメリカ人 M. P. True 女史により桜井女学校看護婦養成所が1年間の教育を行い、続いて共立東京病院看護婦教育所、明治19年（1886）同志社看護学校、明治20年には（1887）東京帝国大学医科大学付属病院看護婦養成所、明治23年（1890）日本赤十字社看護婦養成所、明治31年大阪医学校付属看護婦養成所、明治37年（1904）聖路加女子高等看護婦養成所が開設されましたが、全国的に看護婦制度が整備されたのは大正4年です。

医師の診療を補助するものとして看護婦制度が整備され、その養成機関が出来て行ったのに対し、歯科分野では補助業務は主に歯科書生が担っていました。この歯科書生は、開業歯科医の基に住み込み、昼間は歯科医の診療の補助や技工物の製作などを歯科医の指導の下に行い、それ以外の時間は歯科医学校に通い、歯科医術開業

試験の為の勉強を行っていました。明治期の歯科医術開業試験の合格率は明治12年～明治20年が71/159 (45%)、明治21年～明治30年が365/2099 (17%)、明治31年～明治40年が572/6017 (9.5%)、明治41年～大正2年が1220/10203 (12%) (以上 合格者数/受験者数 (合格率))と厳しいもので明治期を通じての合格者総数は約2000名であります。明治末から大正にかけて歯科医学校が歯科医学専門学校として認可され、実技・実習も専門学校で習得できるようになり、教育・実習内容が整備された専門学校の卒業生は無試験で歯科医師免許が与えられるにつれ、歯科書生は激減し、歯科医術開業試験は大正14年で終わりとなりました。歯科書生の激減に伴い、開業歯科医は人手不足を補う為、女性の歯科助手を置くものが増えてきましたが、公的な制度とはならず、地方の歯科医師会等が中心となって診療の介助や歯科技工を教え、一定水準以上のものを歯科衛生士と認定して雇用しました。これは現在の歯科助手に近い性格のものであります。これとは別にライオン歯磨きが設立したライオン児童歯科院の院長・岡本清縷は小学生に対して歯磨き等の指導により口腔衛生を担当する口腔衛生婦の養成を大正11年から開始し、昭和14年までに29名の口腔衛生婦を生み出しています。

昭和12年7月に始まった日中戦争は年毎に拡大し長期化の様相を呈し、政府は軍医不足を補う為に、昭和14年に全国の帝国大学医学部に短期医師養成の付属医学専門部を設け、更に旧6医科大学にも同様の専門部を増設しました。これら付属医学専門部は戦後廃止され、母体の医学部に吸収されましたが、旧6医科大学以外の官立医科大学にも医学専門部が設けられ、新たに多くの県立医学専門学校が戦時中に設立されました。これらの医学専門部には歯科医師の編入を受け入れるところもあり、所謂ダブルライセンスをうむこととなりました。このうち、旧6以外の官立医科大学、戦時中或いは戦後もなく県立から国立に移管した医学専門学校は、戦後の新制大学令により、新制医科大学或いは他の分野の学校群と併合して大学の医学部として新制8大学と称されるようになった。これ以外の県立医学専門学校は戦後に山梨県立と福岡県立の2校、ならびに女子を対象とした2校が廃止、それ以外の11校が新制の医科大学となりました。また朝鮮半島、台湾、満州などの外地での医科大学は総て放棄されました。

昭和20年8月15日に終戦を迎え、8月28日にはマッカーサーの率いる連合軍総司令部GHQが進駐してきました。GHQは憲法を始めとする法律、制度を次々と改正に着手していきました。医療面ではまず昭和21年4月に設けられた「歯科教育審議会」で児童歯科衛生の充実や口腔衛生思想の普及等がうたわれています。21年9月には「国民医療法」を改正し、医師、歯科医師とも国家試験を義務付け、翌22年4月に第1回国家試験を行っています。22年の9月には保健所法の改正が行わ

れ、口腔衛生が保健所の業務として明記されました。しかし、全国の700近い保健所総てに歯科医師を配置することは不可能な為、歯科衛生士の創設が考えられました。これを踏まえて、翌23年7月に歯科衛生士法が新たに作られ、その業務は歯科疾患の予防処置と定められました。翌年の5月より1年間の教育期間とし、全国6箇所保健所で急遽歯科衛生士82名の養成が開始されました。これらに1校を加え、そのうち4校がいまも歯科衛生士の養成学校として残っています。ちなみに女子の行う業務なので、名称を歯科衛生婦とする案もあったが、保健所が主体となる、歯科予防処置業務ということで、官職を示唆する武士の士が称号に用いられました。この婦か士かという問題は昭和30年の改正の時にも問題となりましたが、名称が定着してきたこともあり、変更されことなく現在に至っています。

保健所で始まった歯科衛生士の養成所は、一部を除き恒久的な公立或いは私立の歯科衛生士養成学校或いは専門学校として継続し、又、新制の医科大学の付属歯科衛生士学校なども設置され、ほぼ数年で全国の保健所に必要な歯科衛生士の充足が図られました。昭和25年に勃発した朝鮮戦争は日本に戦争特需をもたらし、戦後の復興を急速に進めました。これに伴い歯科開業医での患者数も増加し歯科診療の補助や介助の要求が増え、昭和30年には歯科衛生士法の改正が行われ、それまで看護婦の独占業務とされていた医師、歯科医師への診療補助が歯科衛生士に認められることとなりました。この頃から歯科衛生士養成所は徐々に増え、その主体は公立と歯科医師会等の法人立であります。昭和36年に国民皆保険となると、歯科医療の需要が更に増え、歯科医師の不足が問題になり始めました。昭和40年代に入ると、数年前に開発されていたエアータービンが普及し、それにつれて水平位診療を取り入れる歯科医も増加、歯科診療において歯科衛生士の診療補助が不可欠となってきました。この頃から歯科衛生士養成機関に私立の専門学校や短期大学の参入が増加し、昭和58年には修業年限が1年から2年以上に延長されています。平成元年には高齢化社会に対応するべく歯科衛生士の業務に歯科保健指導が追加され、一部の歯科衛生士養成所では修業年限の延長を図るところも現れ、平成16年には歯科衛生士養成所規則の改正が行われて、平成22年までに3年制に移行することとなりました。平成17年4月時点で養成機関数152校、総定員数は約8000人であります(図1)。

歯科学教育の面では、戦後になってまず東京医科大学が国立の最初の大学歯学部となりました。次いで大阪大学医学部の歯科学教室が昭和26年に歯学部として設置されています。その後、昭和40年から42年に5校、昭和52年から54年に4校が新設の国立大学歯学部として設置されています。これを見ますと、旧帝大が4校、旧6医科大学系が3校、新制8医科大学が4校とバランスが取れていて、且つ新制の医科大学や医学部でも新制8校

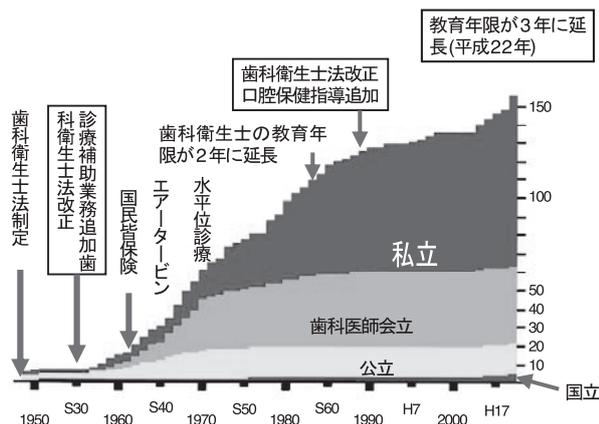


図1 歯科衛生士養成機関の推移

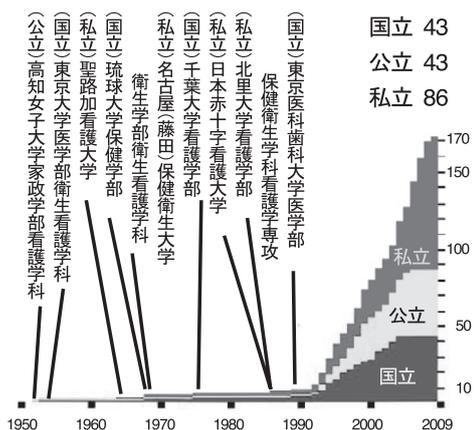


図2 看護系大学・学部数の推移

以外からの設立はありません。又殆どが医科大学や医学部に歯科学講座や歯科の診療科を有していたところで、唯一の例外は広島大学であります。

ここで歯科衛生士教育と比較する意味で、戦後の看護婦教育を見てみます。看護行政に関する法律は歯科衛生士法と同日の昭和23年に保健婦助産婦看護婦法、所謂保助看護法として公布されました。戦前の看護婦法は、戦時中の看護婦不足を補う為に就学年齢の低下と就業年限の短縮を来たしていましたが、それを基に戻して是正するものであります。ところが看護婦を甲種、乙種に分けその職責や権限が不明確であった点などが有ると、看護婦不足を解消する為に昭和26年に准看護婦法が制定されました。又その就学要件も中学卒業、高校卒業と条件が異なり、養成所も多岐に渡ることとなりました。昭和20年代後半から昭和30年代では中学卒業で病院や診療所に勤務しながら、病院に併設された准看護婦養成所や地区医師会設立の養成所で学び准看護婦になる者が多く、准看護婦免許取得後も「お礼奉公」なる慣習に縛られ、上級の養成所に行くことが困難な場合がありました。昭和40年代になり、高校進学率の上昇や所得の増加につれ、より上級の看護婦養成所を目指すものも増えてきました。又高校に衛生看護科やその上の専攻科が設置されるようになったのもこの頃からであります。

昭和27年には日本で最初の4年制大学の看護学科が高知女子大学家政学部設置されました。高知女子大学は戦時中に設立された高知県立女子医学専門学校で、戦後に医学部が廃止となり県立女子大学となったものです。昭和28年には東京大学医学部に衛生看護学科が設置されました。昭和29年には聖路加女子短期大学、日本赤十字女子短期大学に3年制の課程が設けられ、更に昭和39年に聖路加看護短大は4年制の看護大学となりました。前述した高知女子大学や東京大学が衛生行政や保健行政の分かる看護婦に軸足を置いていたのに対し、聖路加は看護に重きを置いたという点で異なります。その後、昭和40年東京大学医学部保健学科に大学院修士課程が設けら

れ、昭和55年には聖路加看護大学、千葉大学にも看護学修士課程が出来ました。更に昭和63年、聖路加看護大学は博士課程後期を設置し、平成5年には日本初の看護学博士を誕生させています。

このように先行した4年制大学の卒業生や修士取得者とは別に各大学の医学部附属看護学校や看護短期大学においても、看護学担当教官の学士取得や修士取得が為されてきました。これにより、機が熟したというべきか、1992年以降には4年制大学の設立がビッグバンと言う状態でまず国立大学に起こり、ついで公立大学、そして私立大学では現在も新規設立が続いています。2008年4月で全国に170余の大学に看護学部、学科が設置されています。先に国立大学歯学部設立状況を見ましたが、歯学部設立は設立母体や地域にバランスが取れていて、当時の文部省なり厚生省に何らかの意図が存在したことが想像されます。しかし、看護大学は、各大学の設立意欲が前面に出ているように覚えます(図2)。

看護学修士課程設立のビッグバンは4年制大学設立の5年後の1997年から起こります。これも国立大学が先行し、公立大学、私立大学と続き2008年4月には看護学部のある国立43大学の総て、公立では30大学、私立24大学となっています。今後は更に私立大学での修士課程設置が増え続けると考えられます(図3)。

博士課程後期のビッグバンは修士課程ほど激しくはありません。これは修士と博士後期を同時に設立するところ、修士の1期生が修了する2年後の博士後期を設置するところ、とりあえず修士のみで博士課程は状況を見ていずれ設置を視野に入れているところと分かれているようです(図4)。

看護師の世界はこの15年でその教育の質と量が大きく変わりつつあります。看護師養成所の定員は歯科衛生士の約3.5倍で、毎年25,000人の増加をみますが、その3~4割を看護学士が占めます。更にこの割合は今後増えるでしょうし、看護学修士や看護学博士も増えることが明らかです。更にこのような研究者としての看護

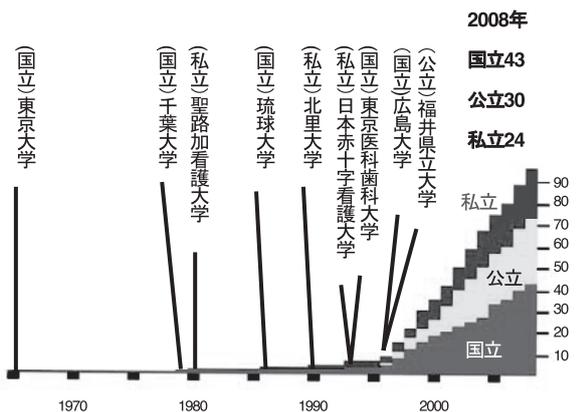


図3 看護学修士課程数の推移

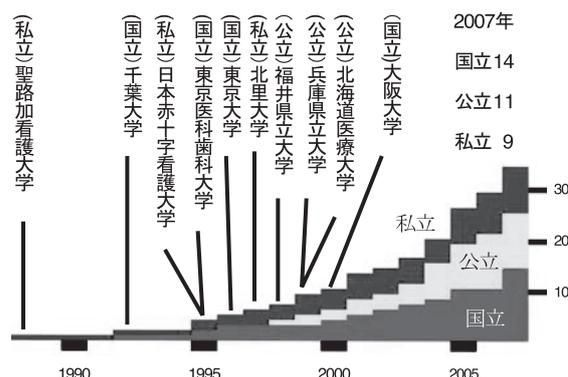


図4 看護学博士課程数の推移

師とは別に、臨床症状や病態、疾病に特化した、専門看護師の制度も看護協会主導で行われています。一方、准看護師は、毎年新規参入が減り1年に付き約2000人ずつ減っています。しかし、歯科医療における歯科助手のように、歯科衛生士が充足しても歯科助手が無くならないのと同様、新たな法改正でも無い限り准看護師は存在し続けると考えられます。

歯科衛生士の教育が今後どのようなようになるかを、看護師教育の60年をみれば推察できることもあります。戦後の昭和23年に、歯科衛生士法と新製の保健婦助産婦看護婦法が制定され約60年が経過しました。看護師教育では昭和27年に4年制看護大学が始めて誕生し、現在では看護師教育の3割以上を占めるようになりました。

現在、歯科衛生士養成機関は全国で153校あります。このうち短期大学が13校あり、このうち何校かは4年制の大学になる可能性があります。更に歯科大学付属歯科衛生士専門学校や総合医療系学校で既に4年制の看護大学を系列校に持っているところも4年制になる可能性があります。

4年前に4年制歯科衛生士教育を行う大学が現れ、我々の口腔保健学科もそれに続きました。歯科衛生士教育が急速に4年制の大学に進むとは考えられませんが、3年制への移行には大きな力になるものと考えます。又、大学院修士課程の創設は4年制大学の卒業生や、現在歯科衛生士養成所で教鞭をとっている人にとり、より深い勉学の間を提供するものと考えます。我々の口腔保健学科も3年後の1期生卒業にあわせて、大学院修士課程の設置を視野に入れています。今後も歯学科の諸先生方の協力と理解をお願いいたします。

参考資料

- 1) <http://www.nurse.or.jp> (社団法人日本看護協会ホームページ)
- 2) <http://yukitaro.nomaki.jp/mokuji070419.htm> (榊原悠紀田郎の歯科関係略年表全集ホームページ)